

2021年10月18日

法制審議会家族法制部会

委員・幹事各位

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

代表 武田 典久

「別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律」の提案

部会開催にあたり、毎回、ご準備をいただいております部会長はじめ委員・幹事のみなさま、事務局のみなさまのご尽力に当事者団体として、心より御礼を申し上げます。

7月26日の第5回会議時に「養育費及び面会交流に関する論点検討に欠けていると思われる視点」と題した資料を提出させていただき、その中で「親子引き離し正当化事由の存否を確認する審判等の手続きの検討」に関して、触れさせていただきました。

第8回部会テーマに「父母の別居に伴う子の養育」が含まれることから、部会資料として以下、具体的な提案をさせていただきます。

記

第一 新たな審判手続き制度の導入の必要性

1 親子引き離し長期化の問題

同意なき連れ去りや追い出しもさることながら、その後の親子の引き離しの長期化により問題があると感じています。しかしながら、現在の家事手続きでは、「子の引き渡し」や「面会交流」という合意まで約1年弱に及ぶ長期間の引き離し状態を固定化してしまう手続きしかなく、当該引き離しの正当性を判断する手続きを設け、問題のない親子の交流に関しては早期に実行できる手続きが必要ではないかと考えます。

2 子どもと離れて暮らす親との交流の心理学的知見

心理学者による心理学的調査から、子どもが別居親と交流を持つことは、親への信頼感において重要な要因となることが確認されていること、また、別居親と子どもが満足するような面会交流がされている方がそうでない場合よりも、自己肯定感や環境への適応の得点が高いことも明らか

かであること、つまり、子どもが別居親と交流を持つ機会が多い子ほど、自己肯定感が高く、また他者とのコミュニケーション能力も高いことが報告されています。さらにその結果は、離婚後も別居親が親としての役割を継続していくことが、子どもの経済的・心理的な支援につながっていくことが示されたことが報告されています（別添参考資料「科学研究費助成事業 研究成果報告書」参照）。

第二 新たな審判制度の提案

1 親子審判制度（案）

新たな審判制度として「親子審判制度」（案）を提案いたします。

「親子審判制度（案）」は、既に設立されている労働審判制度と同様に、申立から数か月以内で、原則として3回の期日で当事者（両親）の合意が成立することを模索し、合意が成立しない場合には裁判所による判断が行われることを念頭に置いた制度です（労働審判法15条2項及び労働審判規則13条参照。）。

迅速な判断により、親子の引き離しが長期化、固定化され、別居時の子どもへの負担を軽減することを目的とします。

2 申立権者

別居して子を連れて出ることを希望する親と、その配偶者及び子を申立権者とします。

3 別居前養育計画など

「親子審判制度（案）」では、両親から子の養育計画案の提出を義務付け、両親と子の意見を聞いた上で、子の主たる監護者を定める一方、非監護親には自由面会交流権を付与することを原則とします。

また、養育費の金額を決めることを原則とし、子については、原則として子どもの手続代理人が就任するものとします。

4 例外事項

「親子審判制度（案）」を設立した場合でも、配偶者からの暴力の被害を受けている者は、例外的に救済されるものとします（ハーグ条約13条は、「前条の規定にかかわらず、要請を受け

た国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。・・・b 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。」参照。)

そのような例外的に救済される場合でないにも拘わらず、子を連れ去った親は、特段の事情がない限り、「親子審判制度」における主たる監護者決定の評価において不利益に扱われるだけでなく、後の監護者変更や親権者決定の評価においても不利益に扱われるものとします。

6 その他

①子の主たる監護者に指定された親が、非監護者と子との面会交流を正当な理由（特段の事情）なく制限した場合には、後の監護者変更や親権者決定の評価において不利益に扱われる可能性があります。

②この「親子審判制度（案）」の結果に不服な者は、現在行われている監護者変更調停や婚姻費用分担調停、面会交流調停を申し立てることができるものとします。

7 期待する効果

「親子審判制度（案）」が設立されることにより、①子の連れ去りが原則的に許されなくなり、かつ②親子の面会交流は自由であることが原則で、その面会交流が子の福祉を害するなど正当な理由（特段の事情）があると主張する者が、その証拠を裁判所に提出して争う立場になる。そして③親責任を有する父母との継続的な交流が子の福祉に資するとの基本理念を実現することが可能になると思われます。

以上

(参考情報)

以下、本提案に際し、ご助言をいただいた弁護士の公開記事を記載します。

①松野絵里子弁護士（東京弁護士会所属）

家庭裁判所で別居しても子どもを父母で子育てするルールを作りたい ☆子どもから父母を奪わないために

<https://www.change.org/p/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%E3%81%A7%E5%88%A5%E5%B1%85%E3%81%97%E3%81%A6%E3%82%82%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%82%92%E7%88%B6%E6%AF%8D%E3%81%A7%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E3%81%99%E3%82%8B%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%92%E4%BD%9C%E3%82%8A%E3%81%9F%E3%81%84-%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%8B%E3%82%89%E7%88%B6%E6%AF%8D%E3%82%92%E5%A5%AA%E3%82%8F%E3%81%AA%E3%81%84%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB>

②作花知志弁護士（岡山弁護士会所属）

2021-06-06 親子ネット講演会で「親子審判」の創設を提言しました

<https://ameblo.jp/spacelaw/entry-12678885971.html>

2021-06-13 親子ネット講演会で「親子審判」の創設を提言しました（その2）

<https://ameblo.jp/spacelaw/entry-12680388934.html>

2021-09-26 20:10:53 親子審判と家族法研究会

<https://ameblo.jp/spacelaw/entry-12700334845.html>